

## 日本セーフティー賃貸保証サービス契約

### 第1章 総則

#### 第1条(日本セーフティー賃貸保証サービス)

日本セーフティー賃貸保証サービス契約(以下「本契約」)は、この契約書の表面記載の物件(以下「本物件」)に付し、賃貸人(以下「甲」)と賃借人(以下「乙」)及び連帯保証人(以下「丙」)間で締結された賃貸借契約及び連帯保証契約(以下「原契約」)に基づき、乙が日本セーフティー株式会社(以下「保証会社」)に原契約から生じる乙債務の保証を委託する賃貸保証契約と、保証会社がこれを受託し、賃貸人に対し乙債務の保証をする賃貸保証契約を含む、保証会社のサービスに関する契約である。

#### 第2条(連帯保証の委託と承諾)

①乙は、本物件に対する入居及び入居維持のため、原契約によって生じる金銭債務に關し、本契約の全余各項に従い保証会社が甲に対する連帯保証人となることを委託する。保証会社はこれを受託し、甲は保証会社の受託を承諾する。

②乙は、本契約が原契約と密接不可分であることを承し、本契約成立後においては、本物件を退去・明渡すまでの間、本契約を撤回することはできない。

#### 第3条(契約期間)

①本契約の契約期間は、表面記載の契約締結日から本物件の明渡しが完了するまでとする。表面に契約締結日の記載なきときは原契約の始期を開始日とする。

②前項の契約期間にかかるわらず、契約期間終了後も原契約及び本契約から生じた債務がある場合は、引き続き甲、乙及び丙は本契約上の責務を負う。

#### 第4条(保証期間)

①保証期間は表面記載のとおりとする。

②保証期間の満了日後においてもなお原契約が存続する場合、本契約の保証期間は表面記載の保証期間で更新されるものとし、以後の保証期間の満了日においても同様とする。

③前項にかかるわらず、保証期間満了日前でも、次の各号の日のいずれか早い日に保証期間は終了する。

1.乙が本物件を明渡した日。

2.保証会社が乙に対する連絡を不可能(行方不明)と判断した場合における、甲が乙に対する原契約の解消通知(内容証明)を発信した日、又は甲が甲乙簡の原契約を解除したい旨を保証会社に通知した日のうち早い日。ただし、本物件が住居専用物件の場合は、本物件に残置された動産の撤去を完了した日。

3.乙の死亡日。ただし、乙が災害により被災し、官公庁等により行方不明と公示され、災害発生日の翌日から3ヶ月以内に乙の生存が確認されない場合、災害発生日を死亡日とみなす。

#### 第4条第2項規定の日。

④本条第2項本文にかかるわらず、保証会社は保証期間の満了日において、保証会社が乙に対して次条3項の更新保証料を予め請求した場合においても、乙に債務不履行が発生した場合、保証会社の判断により保証期間の更新をしないことができるものとする。この場合は、保証会社は保証期間満了前に甲に対して、その旨を通知するものとする。

⑤保証期間が終了し、又は保証会社の保証債務が免責となった場合であっても、保証会社は、乙又は丙に対して、引き続き保証期間中に発生した乙又は丙の義務の履行を請求することができる。

#### 第5条(保証料等)

①保証料負担者は、表面の特約条項欄にて指定なき限り、乙とする。

②保証料負担者は、本契約締結時に表面記載の初回保証料を支払う。

③保証期間が更新される場合は、当該保証期間満了日までの保証会社指定の期間内において、表面記載の更新保証料を保証会社に対して支払わなければならぬ。

④保証会社は、前項において、保証料負担者が乙であり、かつ、乙が口座振替を行っている場合は、保証期間満了日の属する月の前月に乙の口座より自動引落により、更新保証料の支払いを受けることができる。

⑤初回保証料及び更新保証料(以下総称して「保証料等」)について表面に記載なきときは保証会社の定める正規料金によるものとする。

⑥乙が保証料負担者である場合において、甲が乙に代わって保証会社に対して保証料等の支払いをした場合、乙はこれを手交するに異議を申立てない。

⑦甲及び乙は保証会社に対して保証料等の払戻しを求める。

⑧乙が保証料負担者であるにもかかわらず、本条2項又は3項に反し、保証料等を支払わなかった場合、本契約における重大な義務違反であり、甲から乙に本物件の明渡しの要請があった場合は、乙は本物件を明渡さなければならない。

#### 第6条(保証対象)

①保証会社は、乙が賃料を滞納している場合において、第4条の保証期間内に弁済期が到来した下記各号の乙の債務を、甲に対して保証する。なお、遅延損害金及び各号記載のもの以外は保証対象外とする。

1.乙の賃料・管理費・共益費・駐車料(保証会社が駐車料保証をした場合)、その他の表面に記載された月額保証対象額に含まれる金額(以下総称して「賃料等」)の支払債務。限度額は、本物件が住居専用物件の場合、月額保証対象額の24ヶ月分、本物件が住居専用物件でない場合、月額保証対象額の6ヶ月分とする。ただし、住居専用物件でない場合の限度額は、上記にかかるわらず、保証会社の審査結果によつて、甲に通知の上、月額保証対象額の4ヶ月分とする。

2.原契約が解約・解除などによって本物件を明渡ししない場合において、明渡し日までの間の月額賃料等と同額の割合による使用損害金。限度額は、前号と合算して月額保証対象額の24ヶ月分とする。ただし、本物件が住居専用物件以外の場合は保証対象外とする。

3.合理的な範囲による建物明渡訴訟及び明渡し等法的手段に要する費用の内、保証会社が事前に認めた費用。

4.保証会社が乙に対する連絡を不可能(行方不明)と判断した場合において、乙の明渡しや競業不適による本物件及び契約駐車場内に残置した動産を合法的に撤出・処分する場合の費用の内、保証会社が事前に認めた費用。ただし、本物件が住居専用物件以外の場合は保証対象外とする。

②前項1号及び2号は、明渡し日に関しては、当該明渡し日までの日割分相当の賃料等を保証する。

#### 第7条(保証債務の履行と効果)

①保証会社は、保証期間内に発生した賃料等の滞納に対し、第19条の事故報告書が、1日から20日までの間にあつたものに対しては当該報告日の属する月の末日、21日から月末までの間にあつたものに対しては当該事故報告日の属する月の翌月末日までに、滞納月額賃料等を甲へ立替払いする。ただし、前条1項3号及び4号については、明渡しが完了し、保証会社が保証金額を確定した日の属する月の翌月末日までに一括して支払うものとする。

②乙に債務不履行が生じ、甲が保証会社に対し保証債務の履行を求めたときは、保証会社は乙又は丙に対し事前に通知催告することなく甲に対して保証債務を履行することができる。

③甲乙丙は、次の各号記載のとおり、保証会社が保証債務の履行を留保することができることを承諾した。

1.乙が本物件につき明渡しの予定があることを、甲又は乙が保証会社に申告した場合、保証会社は、敷金・保証金等預かり金の精算金額が確定し、甲が保証会社所定の用紙に請求額を記入し保証会社へ提出するまで保証債務の履行を留保すること

ができる。

- 2.乙が2ヶ月分以上賃料等を滞納し、保証会社が、甲の乙に対する建物明渡訴訟の提起が必要と判断した場合、保証会社は、明渡しが完了し、保証会社が保証金額を確定した日の属する月の翌月末日まで、保証債務の履行を留保することができるよう、第三者に対して乙及び丙の債務不履行事実を示す。
- 3.前2号の他、第21条の免責要件等、本契約条項の適用の当否を判断するのに必要な場合、保証会社は、相当期間、保証債務の履行を留保することができる。

4.乙及び丙の勤務先又は乙及び丙の居宅以外の場所(前項各号を除く)へ連絡、訪問することについて、正当な理由があるものとして、乙及び丙は予め承諾した。ただし、この場合においても、保証会社は、乙及び丙の平穏な生活を侵害しないよう、第三者に対して乙及び丙の債務不履行事実を示す。

5.前2号の他、第21条の免責要件等、本契約条項の適用の当否を判断するのに必要な場合、保証会社は、相当期間、保証債務の履行を留保することができる。

6.乙及び丙の賃料等について、甲が乙に対する建物明渡訴訟の提起が必要と認められる場合、保証会社又は甲が、本物件の保全・点検・安全確認、その他事務管理を目的とし、本物件内への立入りをすること、正当な理由があるものとして、乙は予め承諾し、何らの異議を申立てないものとする。ただし、この場合、甲又は乙は、みだりに乙の平穏な生活を侵害することのないよう適切な措置を講じる等の配慮をしなければならない。

7.第16条(動産所有権の放棄等)

- ①乙が本物件を明渡した後、乙又は同居人の家財・物品等動産(以下「動産類」)が残置された場合、乙は、本物件内及び契約駐車場内の動産類の所有権を放棄することを承諾し、甲が任に搬出・保管・処分しても、異議・損害の請求を申立てない。
- ②前項の場合、甲は、保証会社を通じて、乙に対して、改めて前項の動産類の所有権を放棄し、異議・損害の請求を申立てない旨を求めることが可能。その場合、乙は、本契約のほか、甲に対して、本物件内及び契約駐車場内に残置した動産類の所有権を放棄し、その搬出・保管・売却及びその場合における当該賃料却損を債務へ充当する行為を認める旨の書面を甲宛に提出するものとする。

③本条1項又は前項による動産類の処理が行われた場合、それに要する費用及び損害金について、合理的であると認められるものは乙の負担とする。

8.第17条(原状回復費保証)

- ①保証会社が、甲に對し、第4条の保証期間内に発生した乙、退去時の乙負担に屬する原状回復費用について乙が滞納した場合、本条各項に従い、当該滞納時に直近する東京都の賃貸住宅紛争防止条例(東京ルール)に基づき保証会社が合理的と認める費用を表面記載の額を限度として甲に對し保証する。ただし、住居専用物件の室内の原状回復のみを保証対象とする。
- ②前項の原状回復費保証料は表面記載のとおりとし、本契約の初回保証料に關する前条1項1号の免責規定を準用する。

③甲は、原状回復発生時にはまず乙及び丙に對し原状回復費用を請求しなければならない。

④甲は、前項の請求額が、保証会社により合理的な額から著しく逸脱していると判断された場合、保証会社の要請があれば、速やかにこれを是正しなければならない。

⑤本条3項を履行した結果生じた乙による原状回復費用について、甲が保証会社に對し事務報告しなければならない。

⑥保証会社は新たな連帯保証人の追加を要請することができ、その場合、乙は新たに甲及び保証会社の許可する連帯保証人を原契約及び本契約の連帯保証人として追加しなければならない。

9.第18条(賃料担保)

- ①乙は、本契約に基づく保証会社に對する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する賃料の保全のため保証会社が必要又は連絡とみなし得る契約書その他の書類の作成、調印を甲又は保証会社から要求された場合は、それが消費者契約法第10条や公序良俗に反するおそれがないと判断できる場合、これを速やかに作成、調印して保証会社に交付しなければならない。
- ②第8条2項各号の事由が生じた場合、又は乙の責力をぐるくに至ったと判断できる場合、甲又は保証会社は新たに連帯保証人の追加を要請することができ、その場合、乙は新たに甲及び保証会社の許可する連帯保証人を原契約及び本契約の連帯保証人として追加しなければならない。

10.第19条(賃料担保)

- ①乙は、本契約に基づく保証会社に對する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する賃料の保全のため保証会社が必要又は連絡とみなし得る契約書その他の書類の作成、調印を甲又は保証会社から要求された場合は、それが消費者契約法第10条や公序良俗に反するおそれがないと判断できる場合、これを速やかに作成、調印して保証会社に交付しなければならない。
- ②保証会社が乙に對し求償権又は事前求償権を行使したときは、乙及び丙は、保証会社に對し弁済を主張できないことを予め承諾した。ただし、保証会社が事前求償権を行使する場合、乙は、甲に對し弁済をすることでき、その弁済がなされた場合にはこれに對応する事前求償権は消滅する。

11.第20条(求償権の範囲と償還)

- ①保証会社が乙に對し求償権又は事前求償権を行使したときは、乙及び丙は、保証会社に對し弁済を主張できないことを予め承諾した。ただし、保証会社が事前求償権を行使する場合、乙は、甲に對し弁済をすることでき、その弁済がなされた場合にはこれに對応する事前求償権は消滅する。

12.第21条(原状回復費保証)

- ①保証会社が甲に對し、第4条の保証期間内に発生した乙、退去時の乙負担に屬する原状回復費用について乙が滞納した場合、本条各項に従い、当該滞納時に直近する東京都の賃貸住宅紛争防止条例(東京ルール)に基づき保証会社が合理的と認める費用を表面記載の額を限度として甲に對し保証する。ただし、住居専用物件の室内の原状回復のみを保証対象とする。
- ②前項の原状回復費保証料は表面記載のとおりとし、本契約の初回保証料に關する前条1項1号の免責規定を準用する。

③甲は、原状回復発生時にはまず乙及び丙に對し原状回復費用を請求しなければならない。

④甲は、前項の請求額が、保証会社により合理的な額から著しく逸脱していると判断された場合、保証会社の要請があれば、速やかにこれを是正しなければならない。

⑤本条3項を履行した結果生じた乙による原状回復費用について、甲が保証会社に對し事務報告しなければならない。

⑥保証会社は新たな連帯保証人の追加を要請することができ、その場合、乙は新たに甲及び保証会社の許可する連帯保証人を原契約及び本契約の連帯保証人として追加しなければならない。

13.第22条(原状回復費保証)

- ①保証会社が甲に對し、第4条の保証期間内に発生した乙、退去時の乙負担に屬する原状回復費用について乙が滞納した場合、本条各項に従い、当該滞納時に直近する東京都の賃貸住宅紛争防止条例(東京ルール)に基づき保証会社が合理的と認める費用を表面記載の額を限度として甲に對し保証する。ただし、住居専用物件の室内の原状回復のみを保証対象とする。
- ②前項の原状回復費保証料は表面記載のとおりとし、本契約の初回保証料に關する前条1項1号の免責規定を準用する。

③甲は、原状回復発生時にはまず乙及び丙に對し原状回復費用を請求しなければならない。

④甲は、前項の請求額が、保証会社により合理的な額から著しく逸脱していると判断された場合、保証会社の要請があれば、速やかにこれを是正しなければならない。

⑤本条3項を履行した結果生じた乙による原状回復費用について、甲が保証会社に對し事務報告しなければならない。

14.第23条(見舞金制度)

- ①保証会社による原状回復費保証債務の履行は、保証会社が原状回復費保証債務について影響を及ぼす各号に該当する事実について、保証会社に對し該當かつ正確に報告しなければならない。
- ②前項における甲の承諾の後において、甲により追加的な原状回復債務として追加費用として追加請求されたものについては、保証会社は保証しない。

15.第24条(弁護士特約)

- ①第6条1項3号で保証会社が事前に認めた甲による未払賃料等請求訴訟及び建物明渡訴訟の訴訟にあたり、保証会社の助言に従い、甲が保証会社の指定期間で弁護士特約の登録をした場合、当該弁護士報酬は保証会社が負担するものとする。
- ②第6条1項3号で保証会社が事前に認めた甲による未払賃料等請求訴訟及び建物明渡訴訟の訴訟にあたり、保証会社の助言に従い、甲が保証会社の指定期間で弁護士特約の登録をした場合、当該弁護士報酬は保証会社が負担するものとする。

16.第25条(管轄に関する合意)